

## 水源地等の有機フッ素化合物の対策に関する意見書

沖縄県企業局の北谷浄水場の取水源である比謝川・長田川・嘉手納井戸群等の原水から高濃度の有機フッ素化合物（PFOS、PFOA、PFHxS 等）が検出されている。沖縄県などの調査結果によると、基地の排水が流入する下流側の濃度が高いこと、PFOS を含む泡消火剤を過去に米軍が使用していたことなどから、近接する米軍の嘉手納基地、普天間基地がその汚染源である可能性が高いものと推測されている。

有機フッ素化合物については、毒性及び人体への影響を踏まえ、米国では米国環境保護庁により飲料水の生涯健康勧告値が設定されているが、日本ではその水質基準値等は定められていない。

PFOS 及び PFOA は「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」で国際的にも原則として製造、使用等が禁止され、PFHxS 等も規制に向けた議論がされている。また、ドイツ、イギリスなどにおいても目標値等が設定されている。

沖縄県企業局は、北谷浄水場の水質管理の目標値を米国勧告値と同じ 70ng/L 以下とし、今後定期的な水質管理及び PFOS 等の吸着効果がある粒状活性炭などによる浄水処理を行っていくことと、その結果、北谷浄水場の PFOS 及び PFOA 濃度の合計値は平均 30ng/L 程度であり、安全なレベルに低減されているとの見解を示している。

しかしながら、PFOS、PFOA 等の有機フッ素化合物は難分解性で、その汚染は長期間に及ぶことが指摘されていることから、市民・県民の懸念は払拭されていない。

したがって、市民の生命と健康にかかわる汚染原因を究明、特定しての対策や有機フッ素化合物に係る基準値等の設定などの実施が緊急に求められている。このことは、国・県・市町村・米軍が連携して、最優先して取り組むべき重要課題である。

よって、本市議会は、水道水が市民・県民の生活にとって欠かすことのできない極めて重要なインフラであることに鑑み、生命と安全及び生活環境を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 PFOS 等に関する健康影響を明らかにし、早急に公共用水域・土壌などの環境基準値及び水道水質基準値等を設定すること。
- 2 PFOS 等に係る汚染原因の究明のための調査を早急を実施し、調査結果に基づく適切な対策を行うこと。
- 3 「在日米軍施設・区域環境調査委託業務」の調査項目に PFOS 等を追加した上で、米軍基地への立入調査を行い、その結果を米軍基地における過去の PFOS 等の使用状況も含めて公表し、汚染が確認された場合は適切な措置を講じること。
- 4 沖縄県や関係市町村が実施する調査、粒状活性炭処理をはじめ PFOS 等対策に係る費用を負担すること。また、過去の PFOS 等対策に要した費用を補償すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年(2019年) 9月2日

那覇市議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣、環境大臣、防衛大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣